

令和 7 年 6 月 17 日

令和 7 年度第 3 回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和7年度第3回教育委員会定例会会議録

日時 令和7年6月17日（火）
10時00分～11時25分

場所 教育委員会室

出席者
地頭所教育長
小屋敷委員
堀江委員
馬場委員
桶谷委員
中村委員

（事務局職員）

森 豊 副 教 育 長
紺 屋 教育次長兼生徒指導総括監
西小野 参事兼文化財課長
兼 廣 総務福利課長
中 島 教 職 員 課 長
吉 元 高 校 教 育 課 長
橋 口 社 会 教 育 課 長
泊 総 務 福 利 課 企 画 監
尾 堂 教職員課人事管理監（小中）
谷 川 教職員課人事管理監（県立）

議決事項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
議案第 1 号 学校職員の懲戒処分について	学校職員の非違行為について、教育公務員としての責任を問おうとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第 2 号 学校職員の懲戒処分について	学校職員の非違行為について、教育公務員としての責任を問おうとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第 3 号 学校職員の懲戒処分について	学校職員の非違行為について、教育公務員としての責任を問おうとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第 4 号 鹿児島県産業教育審議会委員の任命について	鹿児島県産業教育審議会委員の任期満了に伴い、次期の委員を任命しようとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第 5 号 鹿児島県立博物館協議会委員の任命について	鹿児島県立博物館協議会委員の任期満了に伴い、次期の委員を任命しようとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

議案第1号から議案第5号まで、その他(1)及びその他(2)は、非公開で審議する旨教育長から発議があり、全会一致で議決された。

3 令和7年度第2回教育委員会定例会会議録について

令和7年度第2回教育委員会定例会の会議録について、承認する旨、教育長から発議があり、全会一致で議決された。

4 教育長報告

報告第1号 予算議案の作成に関する知事への意見申出について

ー 令和7年度6月補正予算案について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて ー

〈総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第1号は了解いただいたものとする。

報告第2号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

ー 鹿児島県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて ー

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(小屋敷委員) 転居費は、定額支給から実費支給に変更ということだが、これは上限を設けるのか。

(教職員課長) 運用の詳細については、今後定めていくことになる。例えば、複数の業者から見積もりを取って、低い方の額で支給額を決定するといった運用が検討されているところである。

(小屋敷委員) 例えば、離島等で定年等を迎えて、転居する場合の考え方については、今回の改正で何か変更することがあるのか。

(教職員課長) 現在のところは従前どおりと考えている。

(馬場委員) 転居費用について、4月前後の引っ越しはとても転居費用がかかると思うが、現状として定額支給で足りていたのか。

(教職員課長) 実際の費用は、どのような引っ越しをするかによっても差があるが、特に近年、引っ越し費用が急騰していて、職員個人にとっては赤字になっている状況があったと聞いている。

〈質疑終了〉

(教育長) 異議がないので、報告第2号は了解いただいたものとする。

報告第3号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

- － 鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて －

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第3号は了解いただいたものとする。

報告第4号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

- － 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて －

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(堀江委員) 支援制度の周知強化として、意向確認の措置等に関する規定を整備されとのことだが、今までは、いわゆる届出制で届出がないと何もなかったが、今後は制度の該当者は、所属において必ず確認を行うという意味で、周知を徹底するという理解でよいのか。

(教職員課長) 法の趣旨はそのようなものである。従前から学校現場においては、制度に係る周知等を図る取組をしているが、制度を利用しやすいように、更に強化されたという趣旨であると考えている。

(馬場委員) 男性職員の配偶者（妻）の妊娠、出産等についても該当するのか。

(教職員課長) 該当する。

(馬場委員) どのようにして把握するのか。例えば、男性職員に配偶者の妊娠、出産予定について申告してもらうのか。

(教職員課長) 基本的には申告していただくことになる。

- (馬場委員) 申告制度も周知しているということか。
- (教職員課長) 申告そのものについては、あくまで個人の申告であるが、広く全体に制度を周知した上で、本人から申し出がなされやすいようにするという事を考えている。
- (小屋敷委員) 第18条の2の2項において、「任命権者は、3歳に満たない子を養育する学校職員に対して、任命権者が人事委員会と協議して定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。」とあるが、この定める期間というのは具体的にはどれくらいの期間なのか。
- (教職員課長) これについては、従来からある育児休業等に関するものに該当する。具体的日数等は手元で確認できないが、従来からある育児休業の制度を確実に取得できるように周知を図るということである。
- (教育長) これは、今後人事委員会から措置を講じなければならない具体の期間が示されるのではないのか。
- (教職員課長) そうである。育児休業の中身そのものが、今回の改正で変更されるものではなく、環境整備という意味での周知等のあり方については、今後知事部局も含めて検討されるものと考えている。
- (小屋敷委員) 今回の改正に係る措置をどれくらいの期間内に講じるのか、確認したかった次第である。今後また、人事委員会と協議して、具体の期間が定められていくという考え方でよろしいか。
- (教職員課長) 施行期日が令和7年10月1日であるので、施行に合わせて考えていくことになる。

〈質疑終了〉

- (教育長) 異議がないので、報告第4号は了解いただいたものとする。

5 議案

議案第1号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)

議案第2号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)

議案第3号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)

議案第4号 鹿児島県産業教育審議会委員の任命について
(非公開)

議案第 5 号 鹿児島県立博物館協議会委員の任命について
(非公開)

- 6 その他
その他(1) 県立学校における令和 8 年度使用教科書の採択事務について
(非公開)
- その他(2) 県立青少年社会教育施設の今後のあり方について
(非公開)

7 閉会